

事務センターだより

第74号
平成22年7月 6日
亀山市学校事務センター
リーダーグループ



梅雨の半ばで雨が降ったり、やんだり・・・、梅雨明けが待ち遠しいですね・・・
一学期もあとわずか・・・健康に気をつけて蒸し暑い時期を乗り切りましょう。

手当の事後確認

例年、手当の事後確認を行っています。今回は事後確認について少し説明してみましょう。

Q なぜ、毎年所得証明書などを付けて事後確認をしなければならないの？

扶養・通勤・住居手当については、「受給用件を具備しているかどうか随時確認する」ことが、規則で定められています。県教委の判断で随時とは、おおむね1年に一度とされています。

亀山市では、毎年夏ごろに事後確認を実施しています。夏ごろに統一しているのは、「所得証明書」など収入を確認する公的書類が、6月に更新されるからです。

「所得証明書」などは、取得に料金のかかるものもありますが、確認の根拠となるものですから必要書類を必ず、期限までに提出してください。

Q 事後確認で誤りがあった時はどうなるの？

手当が、取消・減額になる時は、事実の発生した時点に遡って、手当の戻入になります。

手当が、新規・増額になる時は、公的証明書類の発効日以降で、届け・証拠書類が揃い認定後に支給となります。

変更の事由が起きたときは、すぐに事務職員に連絡をしましょう。



提出期限

平成22年7月20日(火)



公的健康診断等の受診

人間ドッグや、定期健康診断の時期となりました。受診時のサービスについては、個々の事例により異なる部分がありますので、ご注意ください。

○市の実施する定期健康診断は「出張」となります。 予算コードは小学校 1181-11
中学校 1183-11です。

○希望者が受診する「人間ドッグ」(公立学校共済組合実施のもの)は、「特休」となります。
※ ただし「特休」の認められる期間は、往復の時間を含めて身体検査を行う時間のみが対象です。
その他の時間は対象外となりますので、勤務しない時は「年休」取得となります。

○医師の指示による2次検査で「特休」の対象になるものは、
・定期健康診断で行う項目及び胃検診・がん検診によるものが対象
※ 「特休」の期間は、人間ドッグ受診と同じです。



知っ特

人間ドッグ受診者で、「退職教職員互助会」会員の方は、領収書添付で3,000円の補助が申請できます。
各校事務職員に申し出てください。

